

○裾野市建設工事に係る最低制限価格制度実施要領

平成27年5月20日

訓令第10号

改正 平成28年6月1日訓令第17号

平成30年2月6日訓令第3号

令和2年3月31日訓令第11号

令和4年3月14日訓令第3号

令和5年9月5日訓令第9号

(趣旨)

第1条 この要領は、裾野市が発注する建設工事及び製造の請負契約等(以下「工事等」という。)に係る競争入札を行う場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第2項(令第167条の13において準用する場合を含む。)及び裾野市契約規則(平成8年裾野市規則第13号)第11条の規定に基づき契約の内容に適合した履行を確保するための最低制限価格の取り扱いについて必要な事項を定める。

(対象とする契約)

第2条 この要領は、予定価格が130万円以上で、かつ、裾野市建設工事に係る低入札価格調査制度実施要領(平成26年裾野市訓令第3号)の適用を受けない競争入札による工事等を対象とする。

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額に相当する額(以下「消費税相当額」という。)を加算して得た額とする。ただし、当該額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 予定価格算出の基礎となった額の合計額は、1万円単位とし、1万円未満の端数は切り捨てる。

3 第1項の規定による算定が困難な場合又は工事等の種類及び内容により同項の規定による算定が適当と認められない場合若しくは特別な工事等の場合における最低制限価格の算定については、同項の算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で裾野市建設工事等業者指名委員会設置規程(平成21年裾野市訓令第8号)第1条に規定する裾野市建設工事等業者指名委員会の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

4 前3項の規定により定める最低制限価格は、予定価格を記載する書面の下部に「最低制限価格〇〇円」と記載し、最低制限価格から消費税相当額を控除した額を「最低制限価格入札書比較価格〇〇円」と記載する。

(入札参加者への周知)

第4条 市長は、一般競争入札にあっては入札の公告において、指名競争入札にあっては指名通知等において、最低制限価格の設定をしている旨を明示するものとする。

(入札の執行)

第5条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札をした者を失格とし、落札者とししないものとする。

(入札経過の整理)

第6条 市長は、前条の決定を行った場合、入札経過表に当該入札をした者を「失格」と決定した旨記載するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年訓令第17号)

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の裾野市最低制限価格制度実施要領の規定は、平成28年7月1日以後に公告又は通知する入札について適用し、同日前に公告又は通知した入札については、なお従前の例による。

附 則(平成30年訓令第3号)

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の裾野市最低制限価格制度実施要領の規定は、平成30年3月1日以後に公告又は通知する入札について適用し、同日前に公告又は通知した入札については、なお従前の例による。

附 則(令和2年訓令第11号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の裾野市低入札価格調査制度実施要領及び裾野市最低制限価格制度実施要領の規定は、この訓令の施行日以後に公告又は通知する入札について適用し、同日前に公告又は通知した入札については、なお従前の例による。

附 則(令和4年訓令第3号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の裾野市低入札価格調査制度実施要領及び裾野市最低制限価格制度実施要領の規定は、この訓令の施行日以後に公告又は通知する入札について適用し、同日前に公告又は通知した入札については、なお従前の例による。

附 則(令和5年訓令第9号)

この訓令は、令和5年10月1日から施行し、同日以後に公告又は通知する入札について適用し、同日前に公告又は通知した入札については、なお従前の例による。